

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当るときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県事業所経済調査要綱の一部改正
解除予定の保安林(二件)
- 鳥取県営鳥取武道館の使用料の徴収事務の委託
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 公安告示 昭和五十二年内水面共同漁業権増殖目標
量
- ◇ 公 告 理容師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第二百六十一号

鳥取県事業所経済調査要綱(昭和五十一年四月鳥取県告示第三百十一号)

の一部を次のように改正する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査の目的の項中「県内に主たる事務所を有する会社で建設業、製造業、卸売・小売業、金融業又は運輸・通信業を営むもの及び」を削る。

二 調査の範囲の項中「会社及び」を削る。

三 調査事項の項の(2)中「及び資本金(出資金)」を削り、同項中(8)を削り、(9)を(8)とする。

四 調査の期日の項中ただし書を削る。

八 調査表の提出期限及び提出先の項中「会社の主たる事務所又は」及びただし書を削る。

九 結果の公表の項を削る。

鳥取県告示第二百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字平磯一八五三の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字鍛冶小屋二九一四の三、二九一四の五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百六十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県営鳥取武道館の使用料の徴収の事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
増岡康治鳥取県後援会	広島 了輔	河田 賢一	倉吉市大正町一〇七九	その他政治団体
土谷栄一鳥取県東部後援会	石破 二郎	足立利喜雄	鳥取市二階町一丁目二〇二番地	
中尾辰義鳥取後援会	藤原精之助	小出 英一	鳥取市卯垣一三四	
角 本章 後援会	山崎 巖	中原善之助	倉吉市駄経寺三九〇	
広田幸一東部後援会	徳沢 義夫	小林 一男	鳥取市片原二一〇三	
広田幸一中部後援会	河崎 巖	増田 昭	倉吉市上井町二一九一八	
広田幸一西部後援会	永田 卓夫	遠藤 通	米子市久米町一四二	

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党鳥取総支部	会計責任者	加賀田義雄	村川 和夫
公明党米子総支部	代表者	長尾 寛	矢普留 宗
〃	会計責任者	福谷 勝三	長尾 寛
土谷栄一鳥取県西部後援会	政治団体の名称	土谷栄一西部後援会	土谷栄一鳥取県西部後援会
島田安夫西部後援会	主たる事務所の所在地	米子市富士見町二丁目一五三番地	米子市角盤町三丁目一六五番地
鳥取県薬剤師連盟	〃	鳥取市田園町三丁目二〇一	鳥取市末広温泉町三六二
野儀久市後援会	〃	倉吉市上古川五二番一	倉吉市越殿町一四〇五番地
〃	代表者	山本 梅敏	藤井 四郎
〃	会計責任者	生田 幸雄	桑垣 文雄
相沢英之西部後援会	主たる事務所の所在地	米子市加茂町二丁目九一加茂町ビル	米子市西福原五四九の一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十二年四月十三日 午後二時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について
 - 2 その他

相沢英之西部陽光会	〃	〃	〃
相沢英之西部青英会	〃	〃	〃
自由民主党河原町支部	代表者	山口 享	田淵 銀一
〃	会計責任者	山口 邦夫	谷 健一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年四月二十一日午前十一時三十分から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

昭和五十二年度内水面共同漁業権増殖目標量

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市西品治三五番地の一 岸田 明

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十二年度における内水面共同漁業権者に係る目標増殖量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月十二日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代 西尾 泰章

免許番号	漁業権者	河川湖沼別		魚種別												
		千代川	天神川	あゆ(キログラム)	にします(千尾)	いわな(千尾)	うぐい(平方メートル)	はえ(千粒)	こい(千尾)	ふな(千粒)	うなぎ(キログラム)	わかさぎ(千粒)	しじみ(トン)	ぼら(回)	しろうお(回)	えび(平方メートル)
内共第一号	千代川 漁業協同組合	千代川	天神川	一、七〇〇	一〇	一五二	〇〇〇五、〇〇〇	〇〇〇	一〇							
内共第二号	天神川 漁業協同組合	天神川	天神川	八〇〇	七	七	六〇〇三、〇〇〇	〇〇〇	五							
内共第三号	日野川 漁業協同組合	日野川	日野川	一、五〇〇	七	八	八〇〇四、〇〇〇	〇〇〇	一五							
内共第四号	湖山池 漁業協同組合	湖山池	湖山池							四〇二、〇〇〇	七〇二五、〇〇〇					一〇〇
内共第五号	東郷湖 漁業協同組合	東郷湖	東郷湖							四〇二、〇〇〇	七〇二〇、〇〇〇	二	開口作業 六			一〇〇

内共第七号	船上山内水面 漁業協同組合	勝田川	一一	一一															
内共第八号	甲川 漁業協同組合	甲川	一一	一一															

備考

- 一 この種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする(千代川、天神川及び日野川に限る。)
- 二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。

公 告

理容師法(昭和22年法律第284号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和52年4月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和52年5月18日(水) 午前10時

場所 倉吉市巖城 鳥取県中部総合事務所会議室

(2) 実地試験

日時 昭和52年6月6日(月) 午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を得たもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和50年又は昭和51年に鳥取県知事が行った理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則（昭和28年厚生省令第41号）第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和52年4月12日から昭和52年4月28日まで（郵送のものについては、昭和52年4月28日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 (〒680) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書 (別記様式によること。)

イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し (県内居住者にあつては、書類提出の際卒業証書を保健所長に提示し、照合を受けること。県外居住

者にあつては、その者の住所地を管轄する保健所長等が原本と相違ないことを確認したものであること。) 又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面 (県外居住者にあつては、その者が実地習練を行った場所を管轄する保健所の所長の確認印のあるもの)

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真 (出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。(県外居住者であつて、鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。)

(3) 納付した手数料は、返還しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、昼食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

- ラ) 白衣
 - リ) 調髪及び顔そりに必要な器具等
 - ル) 応急薬品
- ウ 美容師試験を受ける者

- ロ) 白衣
- リ) 調髪及びコールドパーマネントウェーブ等の施術に必要な器具及び材料
- ル) 応急薬品
- レ) モデルウイッグ(頭毛が純毛で黒色のものであり、毛髪の長さが前頭部、側頭部及び頭頂部は、それぞれ20センチメートル以上、後頭部は10センチメートル以上のものであること。)

8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈りでないものとする。

9 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680) 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。
- (3) 文書によつて照会する場合は、50円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

別記様式(用紙は、B列5番とすること。)

証紙
はり付け欄

理容師(美容師) 受験願書

本 籍 住 所 (番地及び〇〇方まで記入すること。)

郵便番号 氏 名 生年月日 年 月 日 生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日 氏 名 ㊟

鳥取県知事 平林鴻三 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数	初回	2回目	3回目	4回目以上
学科試験	初回	2回目	3回目	4回目以上
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目以上